

諮問番号：諮問第 190 号

答申番号：答申第 190 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

北九州市小倉南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、窃盗罪で逮捕後、精神疾患により措置入院となり、その後も治療のため入院している。法に基づく保護となったのはいつか、措置入院解除となったのがいつか、不明である。
- (2) 審査請求人は、精神障害 1 級であるため、今後も国の支援を必要とするが、法第 63 条とは理解できない。年金申請は区役所の指示で行ったものだが、いつから保護費を受給しているか、いくらもらっているのか不明である。内容を明らかにしてほしい。措置入院のままであれば、法第 63 条には該当しないため、処分取消しを求める。
- (3) 審査請求人は、大学生の時に自己責任によりアパートを焼失し、精神疾患となった。その後、治療のため入院加療し、両親と同居していたが、平成 7～8 年頃、窃盗により逮捕され精神疾患として措置入院となり治療が開始され、以後転院しても外出、外泊は一人ではできず、軟禁状態での治療中である。

保護課から年金がもらえる可能性があるため、手続するように指示され、手続が終了したが、その後、法第 63 条の決定による給付金還付請求があった。

措置入院なら、一般の保護とは異なること、また、年金については本人が手続できない状況下であったため、金員があるのに保護受給をしていた違法行為とは全く

違うため、処分取消しを請求する。また、真実の解明を要求する。

本人は一人で生活できないため、今後も国の世話になるが、適法な方法での指示解決を要求する。

(4) 処分庁が平成 30 年 9 月 20 日に行った依頼及び説明は、通帳作成依頼と、年金受給の可能性があるので受給できたら今後の生活保護法の支払方法が違う形になるとの説明で、年金請求は処分庁で行うとのことであったが、審査請求人が実弟であることから審査請求人代理人(以下「代理人」という。)で勝手に行ったものである。

(5) 法第 63 条は、資金・資産があることが分かっている保護費をもらっていた場合に該当するものであり、極めて悪質であり、考え方では詐欺行為に該当する条項なので納得できない。年金については、受けとる権利があることも知らなかったが、処分庁の情報で動いたところもらえるようになっただけであり、法第 63 条には該当しないと考える。

当時、保護を受給していたが、資力は全くなかった。年金受給できることとなったことについて処分庁に報告した際、処分庁は今後保護の方法が変わるかもしれないが決定したら通知と説明するとのことであったが、突然、法第 63 条での返還請求がきたため、不服申立てをした。

(6) 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 13-6-(1)は、年金等受給する権利や知識・認識があったにもかかわらず単に手続が遅れた場合をいい、審査請求人の如く全く知識・知力等がなく年金自体知らない場合に適用するものではない。また、そもそも法第 63 条に該当しない案件であるため、問答集は適用すべきではない。

(7) 何も知らずにいた審査請求人や代理人のせいにして都合のよいように処分しようとしている。

(8) 返還の元となる資力について、処分庁の計算が違う。厚生年金及び老齢厚生年金は平成 22 年 12 月 23 日からの支給である。

返還金の決定について、保護費受給当時収入は全くなかったことから、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 10 を適用し算定をすることは納得できない。そもそも、法第 63 条適用自体が不適切であり、返還決定額に対する収入額の詳細も不明であるし、収入充当額も適合していない。

(9) 妥当な返還なら別段拒否するつもりもない。しかし、法第 63 条の条文を正当に解釈・解析・判断した場合は、資力があるのが分かっているそれを隠し保護受給したことでの返還請求としか考えられない。年金受給できるなど全く知らなかったし審査請求人は精神障害 1 級の重篤患者で資力もなかったのも、法第 63 条でいう資力があるにもかかわらず…とは全く違う。法第 63 条を容認すると作為があり保護費を不正受給したことになると判断し、審査請求したに過ぎない。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第 3 審理員意見書の要旨

### (1) 法第 63 条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

ア 審査請求人は、老齢基礎厚生年金に関し、平成 31 年 1 月に過去分の支払額として 1,466,732 円を遡及受給し、同年 2 月に定期支払額として 69,937 円を受給している。

遡及して受給した年金収入に係る資力の発生時点は、年金受給権発生日とされている。本件の場合、老齢厚生年金については審査請求人が 60 歳となった日の属する月の翌月である平成 22 年 12 月 1 日、老齢基礎年金については審査請求人が 65 歳となった日の属する月の翌月である平成 27 年 12 月 1 日が年金受給権発生日ということになる。ただし、法第 63 条の規定による返還請求権の消滅時効期間は 5 年間なので、実際に当該請求権を行使する日（本件処分がなされた平成 31 年 3 月 22 日）前 5 年間を超える保護費については消滅時効が完成したものとして取り扱うことができる。

よって、処分庁が、返還対象期間を平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までとしたことに、違法又は不当な点は認められない。

イ 平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間、処分庁は審査請求人について保護費として少なくとも 1,536,669 円を負担したことが認められる。

ウ したがって、審査請求人は、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間、法第 63 条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当することか

ら、処分庁が、審査請求人が当該期間に既に受給した保護費の額の範囲内で年金受給額全額に相当する 1,536,669 円について、法第 63 条に規定する資力があるとして費用返還義務を認め、返還対象額としたことについて、違法又は不当な点はない。

(2) 返還額の決定について

ア 法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年 7 月 25 日判決・判例地方自治 455 号 72 頁参照）。

イ 処分庁の職員は、平成 30 年 8 月 31 日に審査請求人に「保護のしおり」を交付しており、処分庁の「保護のしおり」には、表紙に「必ず読んで大切に保管してください。」との記載があり、その上で保護費の返還について「必要な額を一部控除することが可能な場合があるので、例えば、生活用品が壊れて使用できないなど普通の生活で困っていることがあれば、担当のケースワーカーに伝えてください。」との記載がある。他方、同日から本件処分に至るまで、審査請求人が処分庁に対し自立更生費について相談等をした記録は認められない。

もともと、審査請求人は統合失調症を患い、精神障害者手帳（障害等級 1 級）の交付を受けていることから、自発的に自立更生費について相談等を行うことは困難だったとも考えられる。

しかし、そうだとしても、処分庁は、本件処分に当たり、支給した保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合に当たるかについて検討を行い、その上で、審査請求人が平成 15 年 9 月 2 日から長期入院し今後も退院の見込みがないという状況にあり、審査請求人の手持金管理は医療機関が行っているが特に入院生活に支障が生じるような事情は見受けられなかったことから、自立更生費の控除を行わないことがその自立を著しく阻害するとは認めら

れないとの結論に至った旨述べている。

そうすると、審査請求人の健康状態を考慮しても、処分庁が自立更生費の控除を行わないことがその自立を著しく阻害するとは認められないと判断した点について、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

したがって、返還額の決定について処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められるところはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

本件処分は法第 63 条に基づくものであるところ、審査請求人は、法第 63 条を容認すると作為があり保護費を不正受給したことになると判断し審査請求した旨主張している。

法第 63 条は、「本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したもの」であり、「先に行われた保護ではその当時の状況下においては正当だと認められた」ものについて「処分自体はそのまま有効なものとして置き、ただ費用の関係だけは相手方に資力もあることだから、可能な限度で徴収しておきたいという場合（中略）に応ずる規定」とされている（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649 頁参照）。また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、すなわち、不正受給した者に対しては、法第 78 条において別途徴収規定が置かれている。

そのため、法第 63 条が適用されているからといって、対象者が保護費を不正受給したことにはならない。

よって、審査請求人の主張は採用できない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

## 第 4 調査審議の経過

令和 4 年 12 月 27 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 2 月 15 日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

問答集問 13-6 の答(1)では、返還額決定の対象となる資力の発生日は、年金受給権が生じた日とされており、本件については、審査請求人が60歳となった日の属する月の翌月である平成22年12月1日がこれに当たる。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項の規定により、返還請求権を行使する日前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱うことができるため、実際に当該請求権を行使する日（平成31年3月22日）前5年間を超える保護費については消滅時効が完成したものとして取り扱うことができる。

よって、処分庁が、返還対象期間を平成26年4月から平成31年3月までとしたことに、違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は当該期間に審査請求人に対する保護費として少なくとも1,536,669円を負担したことが認められる。よって、処分庁が、審査請求人が当該期間に既に受給した保護費の額の範囲内で年金受給額全額に相当する1,536,669円を返還対象とし、法第63条に基づき本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、法第63条は、資金・資産があることが分かっている保護費をもらっていた場合に該当するものであり、極めて悪質であり、考え方では詐欺行為に該当する場合に適用される条項なので、同条が適用されることは納得できないと主張しているが、これは、審査請求人は保護費を不正に受給する意図はなかったことから、法第63条を適用することは違法又は不当である旨の主張であると解される。

しかしながら、法第78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に対する徴収規定であるところ、法第63条については、問答集問13-1の答において、「受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである」とされており、本件処分は審査請求人が年金を受給することとなったことに伴う調整に当たるものであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子